

安来市ほっとサロン事業 実施要綱

【目的】

在宅で生活するおおむね65歳以上の高齢者に対し、地域のボランティアが運営する通いの場において介護予防・健康づくりの活動を行い、高齢者の生活機能の維持、社会参加の促進をはかるとともに、人と人とのつながりを通じて参加者やつどいの場が継続的に拡大していくような地域づくりの促進

【対象】

- ・対象範囲：自治会単位（複数の自治会合同でも可）
 - ・助成対象：おおむね65歳以上の高齢者を対象とし、参加者の半分以上を65歳以上の人の安来市民で構成
- ※老人クラブなど、特定の団体のみの実施は不可ですので、毎回自治会内に案内をしてください

【内容】

- ・身体的な機能低下を予防する運動、認知症及び閉じこもりを予防する活動、趣味や特技を活かした活動、世代間交流による生きがいづくりの活動 など

【開催頻度】

- ・実施時期は4月から来年3月までの12か月間のうち、年間10回以上の実施（目安：月1回程度）

【実施時間】

- ・全日実施（5時間以上）または半日実施（2時間以上）のどちらかを選択

（全日実施例）

10：00 集合
10：30 介護予防メニュー等
12：00 昼食休憩
（昼食代は参加者負担）
13：30 介護予防メニュー等
15：00 解散

（半日実施例）

10：00 集合
10：30 介護予防メニュー等
12：00 解散

【助成金】

・助成金額は全日実施または半日実施によって、下記金額となる

- | | | |
|------------|-----------------|----------------|
| ①（全日実施の場合） | 基本額 41,000円 | } ※上限 120,000円 |
| | 加算額 2,000円×登録者数 | |
| ②（半日実施の場合） | 基本額 22,000円 | } ※上限 80,000円 |
| | 加算額 1,400円×登録者数 | |
| ③（立上げ支援加算） | 30,000円 | |
- ※新規申請団体のみ①又は②に加算
※団体の廃止から3年以内の再開は対象外

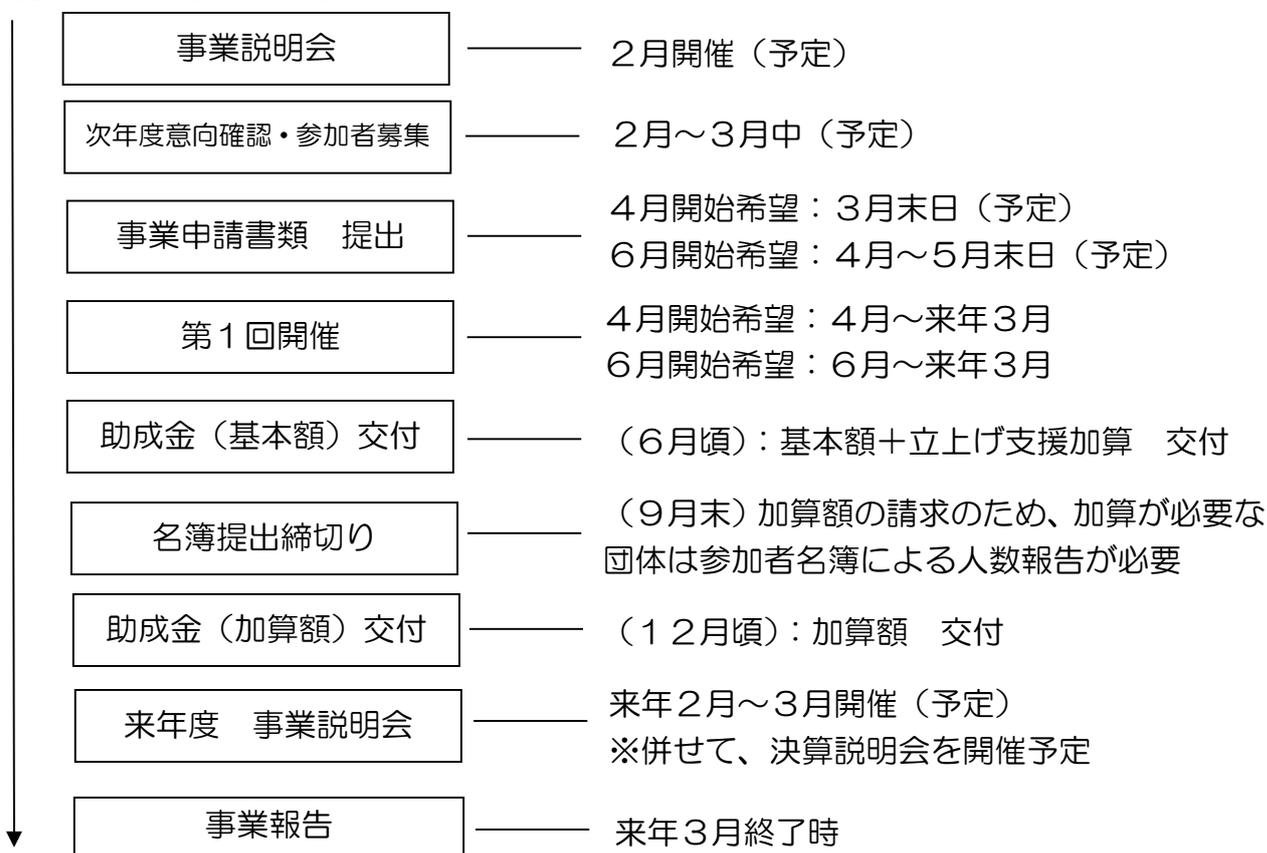
【実施会場】

・地区の集会所、公会堂もしくは個人宅でも可（様式第1号に明記のこと）

【マイクロバスの使用について】

・本会のマイクロバスの運行については、乗車定員は28名とし、使用回数は年間1回限りとする ※詳しい内容については、説明会で説明

【タイムスケジュール】



【申請・報告方法】

◎活動助成金交付申請書（様式第1号）と助成金振込先（様式第1号-2）と参加者名簿（様式第1号-3）を安来市社会福祉協議会の本所・広瀬支所・伯太支所へ提出すること。

◎事業終了後に、実績報告書（様式第2号）と領収書（写し）を提出のこと。（来年3月末を目処にお出してください）

※申請書および報告書は、指定の用紙を使用ください。

※決算報告は、助成金額（社協から振り込んだ額）のみ記入し、補助対象経費の領収書（写し）を添付すること。

【その他】

◇食料費（食事や茶菓代）や遠足時の入館料など個人の利益になるような支出は実費負担で賄って下さい。

◇補助金の対象となるのは、事務費、切手代、会場費、介護予防等の講師料、保険料、介護予防のための備品・書籍、送迎時のガソリン代などにお使いください。

・サロンで介護予防メニューを実施される場合、各サロンで直接関係機関と連絡の上、日程調整等してください。

・上記を厳守いただきませんと、返金いただくこともありますので、よろしくお願いいたします。

・何か、不明の点や問題があった場合は、社協までご相談ください。